

社会福祉法人山北町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山北町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 会長に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

2 会長以外の役員等は、無報酬とする。

(報酬の額)

第 4 条 会長に対する報酬の額は、月額 50,000 円とする。

(費用)

第 5 条 役員等が本会の業務のため出張する場合の旅費は、実費を支給する。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、議決された日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 社会福祉法人山北町社会福祉協議会会長報酬規程（平成 16 年 9 月 15 日施行）は廃止する。
- 3 社会福祉法人山北町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和 61 年 5 月 28 日施行）は廃止する。